

城里町役場本庁舎建設工事の進捗状況をお知らせします

平成 26 年 3 月までに基礎工事、免震装置設置工事が完了しました。
現在、1 階の梁、床等躯体の配筋、コンクリート打設工事を行っています。



▲基礎・地中梁の配筋、コンクリート打設工事中
(平成 26 年 1 月末)



▲基礎工事・免震装置設層の床工事が完了し、
免震装置の設置工事中 (平成 26 年 3 月上旬)

免震装置



▲鋼材ダンパー



▲積層ゴムアイソレーター



▲弾性すべり支承



免震装置とは、建物と基礎の間に設置して、地震の揺れを建物に伝わらないようにするものです。

問合せ 総務課 ☎029-288-3111 (内線 222)

農業集落排水使用料の決定方法について

上入野、常北青山、古内 各処理区
農業集落排水使用料は 5 月 1 日現在の
世帯員数で計算されます。

◇ 一般家庭用農業集落排水使用料の算定方法

1 か月の使用料 (税込)

基本料金	人員割 (1 人につき)
1,620円	540円

参考：人数別使用料一覧表 (税込)

人員	計算方法	使用料
1 人	1,620円+(540円×1人)	2,160円
2 人	1,620円+(540円×2人)	2,700円
3 人	1,620円+(540円×3人)	3,240円
4 人	1,620円+(540円×4人)	3,780円
5 人	1,620円+(540円×5人)	4,320円
6 人	1,620円+(540円×6人)	4,860円

人員の確認方法

家庭用使用料の基準となる人員は、毎年 5 月 1 日の住民基本台帳に基づき決定し、決定通知を送付します。

実際の居住実態と人数が違う場合には…

住民基本台帳と実際の居住実態に相違が生じている場合は、下水道課へ届出をお願いします。

届出は毎年必要です！

居住実態を把握するため、毎年 5 月 1 日現在の世帯員数を確認する必要があります。通知書に記載された人数が居住実態と異なる場合には毎年その旨を届け出てください。

◇ 事業所における農業集落排水使用料の算定方法

事業所の使用人員は申告により町長が決定します。なお、基準日は一般家庭用と同一になります。

問合せ 下水道課 (城里町役場分庁舎内) ☎029-288-7377